

事業報告書

(自平成31年3月1日 至令和2年2月29日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 鬼木眼科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 福岡県筑紫野市二日市中央 4丁目6番11号

(3) 設立許可年月日 平成 8年 2月23日

(4) 設立登記年月日 平成 8年 3月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	鬼木 信乃夫	医師
理事	鬼木 敬子	病院管理者
理事	鬼木 隆夫	医師(病院管理者)
監事	鬼木 まゆみ	

(6) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

平成31年4月18日 平成30年度決算の決定

平成31年4月18日 役員報酬額変更の承認

令和2年2月21日 令和2年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 鬼木眼科医院

所在地 筑紫野市二日市中央4-6-11

財 産 目 録
(令和2年2月29日現在)

1. 資 産 額 12,905 千円
2. 負 債 額 36,257 千円
3. 純 資 産 額 △ 23,352 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	11,690
B 固 定 資 産	1,215
C 資 産 合 計 (A + B)	12,905
D 負 債 合 計	36,257
E 純 資 産 (C - D)	△ 23,352

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 医療法人 鬼木眼科医院
 所在地 筑紫野市二日市中央4-6-11

貸借対照表
 (令和2年2月29日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	11,690	I 流動負債	26,243
II 固定資産	1,215	II 固定負債	10,014
1 有形固定資産	945	負債合計	36,257
2 無形固定資産	146	純資産の部	
3 その他の資産	124	科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	△ 33,352
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 23,352
資産合計	12,905	負債・純資産合計	12,905

法人名 医療法人 鬼木眼科医院

所在地 筑紫野市二日市中央4-6-11

損益計算書

(自平成31年3月1日 至令和2年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	67,513
2 事業費用	79,229
本来業務事業損失	11,716
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	11,716
II 事業外収益	
III 事業外費用	
経常損失	11,716
IV 特別利益	30,000
V 特別損失	0
税引前当期純利益	18,284
法人税等	81
当期純利益	18,203

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 鬼木眼科医院

所在地 福岡県筑紫野市二日市中央4-6-11

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	鬼木信乃夫	医師	理事長、 不動産の賃借	賃借料の支払	2,600	未払費用	21,400
役員	鬼木敬子	病院管理者	理事、 不動産の賃借	賃借料の支払	1,980	未払費用	2,842
役員	鬼木まゆみ	-	監事、 事務手数料等	事務手数料等の 受取	840	前受金	140

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 鬼木眼科医院
理事長 鬼木信乃夫 殿

私は、医療法人 鬼木眼科医院 第24期（平成31年3月1日から令和2年2月29日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和2年4月24日

医療法人 鬼木眼科医院
監事 鬼木まゆみ